

奈 個 情 第 8 9 号
令和4年12月27日

奈良市長 様
(担当課 総務部滞納整理課
福祉部国保年金課
福祉部福祉医療課
福祉部介護福祉課)

奈良市個人情報保護審議会
会長 荒牧 裕一

奈良市個人情報保護条例第10条第2項の規定に係る
諮問について (答申)

令和4年11月17日付け奈総滞第109号で諮問のあった下記の件について、
別紙のとおり答申します。

記

【諮問 : 個情第04-16号】
滞納整理業務における預貯金等取引照会に係る電子計算機の結合について

(別紙)

答申：個情第74号

諮問：個情第04-16号

答 申

第1 審議会の結論

奈良市長が、滞納整理業務の円滑な実施のために、預貯金等取引照会システムを導入し、市の端末からクラウドサーバー上に構築された当該システムにアクセスして、預貯金等の財産情報を取り扱うことは、公益上の必要が認められ、かつ、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める。

第2 対象事業の概要

奈良市長（以下「**実施機関**」という。）は、預貯金等取引照会システム（以下「**照会システム**」という。）について、次のとおり説明した。

1 取引照会システムについて

(1) 導入の経緯について

令和元年11月に内閣官房IT総合戦略室及び金融庁との連名で発出された、金融機関と行政機関のデジタル化に向けた取り組みの方向性を受けて、令和元年12月に閣議決定されたデジタルガバメント実行計画やその他関連通達等において、金融機関の負担軽減及び行政機関の迅速かつ適切な行政事務の遂行を目的に、地方公共団体においてもオンライン化の推進が求められている。

市税の滞納処分に関しては、国税徴収法に規定する滞納処分の例によるものと地方税法に規定されており、国税徴収法第141条に基づき滞納者の財産についての調査が認められている。また、地方自治法第231条の3第3項の規定には、法律に定める歳入は地方税の滞納処分の例によるとされており、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料はそれぞれ法律で定める歳入として、市税と同様に財産に関する調査が認められている。

現在、滞納処分における財産調査に関しては、金融機関等に対して、滞納者の氏名、カナ氏名、生年月日、郵便番号及び住所を記載した文書により照会を行っている。この文書照会は、文書を発送するための封緘や発送のための人員や費用の負担が大きく、また照会から回答までに時間を要するものであるが、照会システムを利用し、文書照会をオンラインにより行うことで業務の効率化が期待できることから、導入しようとするものである。

(2) システム概要

実施機関は、その保有する滞納整理システムにより、財産調査を行おうとする対象者（以下「**調査対象者**」という。）の氏名、カナ氏名、生年月日、郵便番号、住所及び宛名番号が記録されたデータ（以下「**照会データ**」という。）を抽出する。実施機関は、当該滞納整理システムからクラウド上に構築された照会システムに、地方公共団体情報システム機構により提供されている自治体向け閉域ネットワーク（以下「**LGWANネットワーク**」という。）を通じてアクセスし、照会データを照会システムに送信する。

金融機関等は照会システムに閉域ネットワークを通じてアクセスし、照会データを金融機関等の保有するシステムに受信し、当該データを基に、調査対象者の必要な預貯金等の取引に関する情報が記録されたデータ（以下「**回答データ**」という。）を作成する。

回答データについては、照会データと逆の手順により、照会システムを介して、実施機関の滞納整理システムに受信、保存される。

2 個人情報情報の安全性の確保

実施機関は、取引照会システムを導入するに当たり、次のような措置を講じることで、調査対象者の個人情報の安全性を確保しようとするものである。

- (1) 実施機関及び金融機関等と照会システムとのアクセスには、それぞれ通信の暗号化及び閉域ネットワークの利用により、セキュリティを確保しようとする。
- (2) 導入しようとするシステムを利用する端末を限定すること、端末の取扱い者に対して個別にID及びパスワードを発行すること及び当該端末の取扱い者を滞納整理業務に従事する職員に限るものであること。
- (3) 財産調査に当たって実施機関が取得する調査対象者本人の財産情報については、金融機関等の口座の取引履歴や残高といった滞納処分に必要な情報に限るものであること。
- (4) 金融機関等から回答された財産情報が実施機関の保有する滞納整理システムに保存されるまでに送受信された照会データ及び回答データは一定期間で削除されること。
- (5) 導入しようとするシステムが、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録していること、クラウドセキュリティに関する国際規格（ISO 27017）及び情報セキュリティマネジメントシステムに関する国際規格（ISO/IEC 27001）といった第三者機関の認証を受けていることを確認していること。

第3 審議会の判断

当審議会は、実施機関が滞納整理業務において調査対象者の個人情報適切に取り扱うために第2の2(1)から(5)までの説明による措置を講じようとしていることから、実施機関が照会システムを導入し、運用することについて、公益上の必要があり、また本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれはないと認めた。

よって、当審議会は、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第4 審議会の審査経過

当審議会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和4年11月17日	実施機関から諮問を受けた。
令和4年11月30日	令和4年度第7回審議会 1 実施機関から口頭による説明を受けた。 2 事案の審議を行った。
令和4年12月27日	令和4年度第8回審議会 答申案の取りまとめを行った。
令和4年12月27日	実施機関に対して答申を行った。

○ 奈良市個人情報保護審議会委員

氏 名	役 職 名	備 考
荒 牧 裕 一	大手前短期大学教授	会長
石 黒 良 彦	弁護士	
杵 崎 のり子	奈良学園大学客員教授	
田 辺 美 紀	弁護士	
浜 口 廣 久	弁護士	会長職務代理者